昭和三十六年法律第百八十八号

第一章 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、 要な事項を定め、もつて高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の教育水学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必 要な事項を定めるとともに、公立の中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に関し、 準の維持向上に資することを目的とする。 の確保を図るため、学校の適正な配置及び規模並びに学級編制及び教職員定数の標準について必 公立の高等学校に関し、配置、規模及び学級編制の適正化並びに教職員定数

第二条 この法律において、「教職員」とは、校長(中等教育学校の校長を除き、特別支援学校の び事務職員(それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。)をいう。 主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員及 高等部にあつては、当該部のみを置く特別支援学校の校長とする。以下同じ。)、副校長、教頭、

(定義)

2 この法律において、「全日制の課程」とは学校教育法第四条第一項に規定する全日制の課程を 定する通信制の課程をいう。 いい、「定時制の課程」とは同項に規定する定時制の課程をいい、 「通信制の課程」とは同項に規

育を主とする学科をいい、「家庭に関する学科」とは家庭に関する専門教育を主とする学科をい は工業に関する専門教育を主とする学科をいい、「商業に関する学科」とは商業に関する専門教 この法律において、「農業に関する学科」とは農業に関する専門教育を主とする学科をいい、 「水産に関する学科」とは水産に関する専門教育を主とする学科をいい、「工業に関する学科」と

第二章 削除

第三条

第三章 公立の高等学校の適正な配置及び規模

(公立の高等学校の適正な配置及び規模)

第四条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学 内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を充分に考慮しなければなら校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域

第五条 削除

第四章 公立の高等学校等の学級編制の標準

(学級編制の標準)

第六条 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。)の全日制 ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又の課程又は定時制の課程における一学級の生徒の数は、四十人を標準とする。ただし、やむを得 は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでな

第五章 公立の高等学校等の教職員定数の標準

(教職員定数の標準

第七条 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。)に置くべ 数」という。)は、 き教職員の当該高等学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数(以下「高等学校等教職員定 次条から第十二条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものと

(校長の数)

校長の数は、学校(中等教育学校を除く。)の数に一を乗じて得た数とする。

(教諭等の数)

第九条 副校長、教頭、主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭 及び講師(以下「教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数 とする。

- 次に掲げる数の合計数に一を乗じて得た数
- 程」という。)でその生徒の収容定員が六百八十一人以上のものの数 育の分野に係る専門教育を主とする学科であるものを除く。ハにおいて「複数学科設置課 二以上の学科を置く全日制の課程又は定時制の課程(その学科のいずれもが同一の専門教生徒の収容定員が二百一人以上の全日制の課程及び定時制の課程の数
- 複数学科設置課程以外の全日制の課程又は定時制の課程でその生徒の収容定員が九百二十 人以上のものの数
- 通信制の課程の数
- 一 全日制の課程(本校の全日制の課程及び分校の全日制の課程は、それぞれ一の全日制の課程 の課程は、それぞれ一の定時制の課程とみなす。同号において同じ。)について、次の表の上とみなす。第八号において同じ。)又は定時制の課程(本校の定時制の課程及び分校の定時制 欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごと の課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数 (一未満の端数を生じたときは、 一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)

の下欄に掲げる数で、通信制の課程を置して、選をの生徒の数を、過		全日制の課程
除して得た数の合計数 (一未満の端数を生じた場合にあたして得た数の合計数 (一未満の端数を生じた場合にあたの表の上欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒大百二十一人から二百四十人までの課程二百四十一人から二百四十人までの課程二百四十一人から二百二十人までの課程七百六十一人から六百二十人までの課程七百六十一人から六百二十人までの課程七百六十一人から十月十十人までの課程十八十十人から十月大までの課程十八十一人から十八十十人までの課程十八十一人から八十人までの課程十八十一人以上の課程「八十一人以上の課程」という。	ハ十一人から百二十人まての誤程 百二十一人から二百四十人までの課程 二百四十一人から二百四十人までの課程 二百四十一人から二百四十人までの課程 二百二十一人から二百四十人までの課程 七百六十一人から八百八十人までの課程 七百六十一人から八百八十人までの課程 千一人から千百二十人までの課程 千百二十一人から千人までの課程	一人から八十人までの課程人以下の課程
十十五 十十五 十十五 十十五 十十五 十十五 十十五 十十五	+++++++ +++九八八七七六六五 -・・・・・・ 五 五九二七一四	

を合算した数 下第一位の数字が一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てるものとする。)

		兀					
収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じ	の定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、	生徒の収容定員が三百二十一人以上の全日制の課程又は生徒の	千二百一人以上	六百一人から千二百人まで	一人から六百人まで	人員の区分	
でずる同表の下欄に掲げる数を	、同表の中欄に掲げる生徒の	収容定員が四百四十一人以上	百	六十六・七	四十六・二	除すべき数	

乗じて得た数の合計数

2	=	九百二十一人以上の課程	
л .	_	四百四十一人から九百二十人までの課程	定時制の課程
	五.	千百六十一人以上の課程	
	四	千四十一人から千百六十人までの課程	
	Ξ	六百八十一人から千四十人までの課程	
	=	五百六十一人から六百八十人までの課程	
	_	三百二十一人から五百六十人までの課程	全日制の課程
	乗ずる数	生徒の収容定員による課程の規模の区分	課程の別

の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数 通信制の課程について、 次の表の上欄に掲げる生徒の数による課程の規模の区分ごとの課程

6数に計画は20万一名同語6一杯の打い名数で第一一名方数6名言数	
生徒の数による課程の規模の区分	乗ずる数
二千四百一人から三千人までの課程	_
三千一人から三千六百人までの課程	=
三千六百一人以上の課程	三

六 生徒の収容定員が六百八十一人から千四十人までの全日制の課程の数に一を乗じて得た数。 得た数の合計数 四百四十一人以上の定時制の課程の数に一を乗じて得た数及び通信制の課程の数に一を乗じて 生徒の収容定員が千四十一人以上の全日制の課程の数に二を乗じて得た数、生徒の収容定員が

七 農業、水産又は工業に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の 上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合計数を合算し

	が九百二十一人以上の全日制の課程にあつては三とする。)を加え、当該学科	
	までの全日制の課程にあつては二とし、当該学科の生徒の収容定員の合計数	科
	②学 得た数に一(当該学科の生徒の収容定員の合計数が二百一人から九百二十人)	する
	に関 当該学科の数に二を乗じ、当該学科を置く全日制の課程については当該乗じて	工業に
	得た数に一を加える。	
	収容定員の合計数が二百八十一人以上の定時制の課程については当該乗じて	科
	▽学 の全日制の課程については当該乗じて得た数に二を加え、当該学科の生徒の	する
	に関 当該学科の数に一を乗じ、当該学科の生徒の収容定員の合計数が二百一人以上	水産に
	得た数に一を加える。	
第	収容定員の合計数が二百八十一人以上の定時制の課程については当該乗じて	科
	▽学 の全日制の課程については当該乗じて得た数に二を加え、当該学科の生徒の	する
	に関 当該学科の数に一を乗じ、当該学科の生徒の収容定員の合計数が二百一人以上	農業に
		分
	の区 算定の方法	学科の
		才参

の生徒の収容定員の合計数が二百八十一人以上の定時制の課程については当 該乗じて得た数に一を加える。

計数の区分ごとの課程の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数 掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる商業又は家庭に関する学科の生徒の収容定員の合 商業又は家庭に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、 次の表の上欄に

	字 (A) (日本) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	子言ト・つこも
五.	千八十一人以上	
四	四百四十一人から千八十人まで	
Ξ	二百八十一人から四百四十人まで	
=	二百一人から二百八十人まで	
_	百二十一人から二百人まで	定時制の課程
六	千百六十一人以上	
五.	六百八十一人から千百六十人まで	
四	三百二十一人から六百八十人まで	
Ξ	二百一人から三百二十人まで	
_	四十一人から二百人まで	全日制の課程
乗ずる数	商業又は家庭に関する学科の生徒の収容定員の合計数の区分	課程の別
/ NA () - III	・ 〇貫和(参り計画「クリル)・ 下書で、 木り打り、 参え事。 ・ 名を多く 子言教	言うなしいか、

寄宿する生徒の数が五十一人以上の寄宿舎を置く学校の数に一を乗じて得た数

特質に応じた教育を行うため少数の生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合 には、前項の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を教諭等の数とする。 全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科において、教科又は科目

(養護教諭等の数)

第十条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という。) 数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

の合計数に一を乗じて得た数 高等学校の本校に置かれる生徒の収容定員が百二十一人から八百人までの定時制の課程の数と 高等学校の本校に置かれる生徒の収容定員が八十一人から八百人までの全日制の課程の数と

一 高等学校の本校に置かれる生徒の収容定員が八百一人以上の全日制の課程及び定時制の課程 の数の合計数に二を乗じて得た数

徒の数が八百一人以上のものを除く。)の数と中等教育学校の本校に置かれる生徒の収容定員 校の前期課程の生徒の数との合計数が八百一人以上のもの(当該中等教育学校の前期課程の生 中等教育学校の本校に置かれる全日制の課程であつてその生徒の収容定員と当該中等教育学

□ 中等教育学校の本校に置かれる生徒の収容定員が八百一人以上の定時制の課程の数に二を乗が百二十一人から八百人までの定時制の課程の数との合計数に一を乗じて得た数

(実習助手の数) じて得た数

5十一条 実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

の数の合計数に二を乗じて得た数との合計数 数に一を乗じて得た数と生徒の収容定員が九百六十一人以上の全日制の課程及び定時制の課程 生徒の収容定員が二百一人から九百六十人までの全日制の課程及び定時制の課程の数の合計

て、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合二 農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程につい

計数を合算した数

農業に関する学 学科の区分 当該学科の数に二を乗じ、当該学科の生徒の収容定員の合計数が六百八 算定の方法 十一人以上の課程については当該乗じて得た数に一を加える。

商業又は家庭に 工業に関する学 水産に関する学 当該学科の生徒の収容定員の合計数が五百六十一人以上の課程について 当該学科の数に二を乗じて得た数に一(当該学科の生徒の収容定員の合 当該学科の数に二を乗じ、当該学科の生徒の収容定員の合計数が六百八 計数が六百八十一人以上の課程にあつては、二)を加える。 人以上の課程については当該乗じて得た数に一を加える。

授業を行なうものの数に一を乗じて得た数 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校の分校で農業、 関する学科 水産又は工業に関する学科に係る

とする。

(事務職員の数)

人以上の全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該課程の生徒の収容定員の数から二百を減じ全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数と生徒の収容定員が二百一 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

じて得た数 生徒の収容定員が四百四十一人以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗

て得た数を三百六十で除して得た数の合計数とを合計した数

全日制の課程又は定時制の課程で当該課程に置かれる農業、水産又は工業に関する学科の生

第十三条 削除 』 通信制の課程を置く学校について、当該課程の生徒の数を四百で除して得た数を合算した数徒の収容定員の合計数が二百一人以上のものの数に一を乗じて得た数

第六章 公立の特別支援学校の高等部の学級編制の標準

(学級編制の標準)

第十四条 公立の特別支援学校の高等部の一学級の生徒の数は、重複障害生徒(文部科学大臣が定 村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認め る場合については、この限りでない。 だし、やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特別支援学校を設置する都道府県又は市町 あつては三人、重複障害生徒以外の生徒で学級を編制する場合にあつては八人を標準とする。た める障害を二以上併せ有する生徒をいう。以下この条において同じ。)で学級を編制する場合に

第七章 公立の特別支援学校の高等部の教職員定数の標準

(教職員定数の標準)

又は市町村ごとの総数(以下「特別支援学校高等部教職員定数」という。)は、次条から第二十 (校長の数) 条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。 公立の特別支援学校の高等部に置くべき教職員の当該特別支援学校を設置する都道府県

第十六条 校長の数は、高等部のみを置く特別支援学校の数に一を乗じて得た数とする。 (教諭等の数)

第十七条 教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

以上のものを除く。)の数との合計数に一を乗じて得た数 (幼稚部の学級数を除く。)が二十七学級以上のもの(小学部及び中学部の学級数が二十七学級(六学級以上の高等部のみを置く特別支援学校の数と高等部を置く特別支援学校でその学級数(

一 特別支援学校の高等部の学級数の合計数に二を乗じて得た数

数と特別支援学校の高等部でその学級数が十八学級以上のものの数に二を乗じて得た数との合 特別支援学校の高等部でその学級数が六学級から十七学級までのものの数に一を乗じて得た

みを置くものを除く。)の数との合計数に二を乗じて得た数と養護特別支援学校の高等部で専う特別支援学校(以下「養護特別支援学校」という。)の高等部(専門教育を主とする学科の又は病弱者(身体虚弱者を含む。次号において同じ。)である生徒に対する教育を主として行 門教育を主とする学科のみを置くものの数に一を乗じて得た数との合計数 特別支援学校の高等部に置かれる専門教育を主とする学科の数と知的障害者、肢体不自由者

> 五. 四学級以上の高等部ごとに当該部の学級数から三を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数 (一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第二十条において同じ。) の合計数及び高等 く。)の数に当該特別支援学校の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数、 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校(高等部が置かれていないものを除 みを置く寺別支爰学交の数こ一を乗じて导に数をlsh計

_	病弱者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校
Ξ	肢体不自由者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校
_	知的障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校
	聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校
_	視覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校
乗ずる数	特別支援学校の区分
	音のみを置く相分支援学校の数に一を乗じて得た数を合言した数

義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六 特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数から公立 号)第十一条第一項第八号に定めるところにより算定した数を減じて得た数 次の表の上欄に掲げる寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く

八十一人から二百人まで 八十人以下 寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数 |百一人以上 四 \equiv 乗ずる数

(養護教諭等の数)

第十八条 養護教諭等の数は、高等部のみを置く特別支援学校の数と高等部を置く特別支援学校で 以上のものを除く。)の数との合計数に一を乗じて得た数とする。 その児童及び生徒の数が六十一人以上のもの(小学部及び中学部の児童及び生徒の数が六十一人 (実習助手の数)

第十九条 実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

て得た数の合計数 特別支援学校の高等部について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に二を乗じ

乗じて得た数 養護特別支援学校の高等部 (専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。) の数に二を

(寄宿舎指導員の数)

第二十条 寄宿舎指導員の数は、寄宿舎を置く特別支援学校ごとに次に定めるところにより算定し 数が十二に達しない場合にあつては、十二)を合算した数とする。 た数の合計数(高等部の生徒のみを寄宿させる寄宿舎のみを置く特別支援学校について当該合計

寄宿舎に寄宿する高等部の生徒(肢体不自由者である生徒を除く。)の数に五分の一を乗じ

(事務職員の数) 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等部の生徒の数に三分の一を乗じて得た数

第二十一条 事務職員の数は、特別支援学校の高等部の数に二を乗じて得た数とする

第八章 雑則

(教職員定数の算定に関する特例)

第二十二条 第九条から第十二条まで及び第十七条から前条までの規定により教諭等、養護教諭 より算定した数からそれぞれ政令で定める数を減ずるものとする。 ときは、これらの規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加え、又はこれらの規定に 等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情がある

以下この条において同じ。)についての政令で定める特別の事情 農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。

- 三 公立の高等学校において教育上特別の配慮を必要とする生徒に対する特別の指導であつて政二 公立の高等学校又は特別支援学校の高等部にそれぞれ政令で定める学科を置くこと。
- 川)14年の高等学校において多様な教育を行うための教育課程の編成についての政令で定める特四 公立の高等学校において多様な教育を行うための教育課程の編成についての政令で定める特別(4年)
- する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研五 当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二条第三項に規定

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算) 究が行われていることその他の政令で定める特別の事情

令で定める者を除く。)の数に換算することができる。(地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限り、その配置の目的等を考慮して政り、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特別支援学校の高等部に置く講師2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところによ

(教職員定数に含まない数)

定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。第二十四条 第七条及び第十五条に規定する高等学校等教職員定数及び特別支援学校高等部教職員

らか 三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしてい

教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしてい

号)第三条第一項の規定により臨時的に任用される者 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五

任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項の規定により、

附則抄

この法律は、公布の日から施行する。

1 平成二十五年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間においては、第九条から第十二条のとする。

附 則 (昭和三六年一一月九日法律第二〇〇号) ‡

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三一日法律第二一号)

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(昭和四二年七月一八日法律第六七号)

抄

| オーリー(宮口見しこで計一日よままご)まで、| 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日

から適用する。

附 則 (昭和四九年六月一日法律第七〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。(施行期日)

附 則 (昭和四九年六月二二日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附別 (昭和五三年六月九日法律第六五号) 抄入了沒有作。田末三十一年见了一年为是抗不了?

す リ (GPロロローに関して三月を経過した日から施行する。この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月二二日法律第五七号)

(施行期日)

(特殊教育諸学校高等部の学級編制に関する経過措置)1 この法律は、公布の日から施行する。

5 公立の特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定め該高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める法律(以下「新高校標準法」という。)第十四条の規定にかかわらず、生徒の数及び学校施設は、第二条の規定による改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する。

(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置)

り算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。 学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところによ六十六年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊教育諸五条から第二十一条までの規定による特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、昭和6 新高校標準法第七条から第十二条までの規定による高等学校教職員定数又は新高校標準法第十

附 則 (平成三年五月二一日法律第七九号)

抄

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年一二月二四日法律第一一〇号) 抄

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(施行期日)

(施行期日) 附則(平成五年三月三一日法律第一四号) 抄

この法律は、平成五年四月一日から施行する

(高等学校等の学級編制に関する経過措置)

定にかかわらず、生徒の数及び学校施設の整備の状況等を考慮し、これらの規定による学級編制は、第二条の規定による改正後の法(以下「新高校標準法」という。)第六条又は第十四条の規工以上併せ有する生徒で編制するものを除く。)については、平成十二年三月三十一日までの間二以上併せ有する生徒で編制するものを除く。)については、平成十二年三月三十一日までの間に以上併せ有する法律(以下この項において「法」という。)第十四条に規定する心身の故障をの標準等に関する法律(以下この項において「法」という。)第十四条に規定する心身の故障をの標準等に関する法律(以下この項において「法」という。)第十四条に規定する心身の故障をでによる改正前の公立高等学校の高等部の学級編制(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第六条の規定による改正前の公立高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の全日制の課程の学級編制(第二条の規)

諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。 の標準に漸次近づけることを旨として、当該高等学校、中等教育学校又は高等部を置く特殊教育

(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置)

5 準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。 生徒の数及び教職員数の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標 の規定にかかわらず、公立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特殊教育諸学校の高等部の 殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、平成十二年三月三十一日までの間は、これら 新高校標準法第七条に規定する高等学校等教職員定数又は新高校標準法第十五条に規定する特

(平成九年一二月五日法律第一〇九号)

(施行期日)

第

条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号)

抄

条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する (平成一〇年九月二八日法律第一一〇号)

第

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(施行期日) 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ただし、

法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、 項、 5律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する 第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

(平成一二年四月二八日法律第五二号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(施行期日) 則 (平成一三年三月三一日法律第二二号) 抄

(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置) この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

3 政令で定める。 らの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、 程を含む。)又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これ 三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校(中等教育学校の後期課高校標準法第十五条に規定する特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、平成十七年 (以下この項において「新高校標準法」という。) 第七条に規定する高等学校等教職員定数又は新 第二条の規定による改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 毎年度、

則 (平成一三年七月一一日法律第一〇五号)

第一条 この法律は、 る日から施行する。 (施行期日) 公布の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め

える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条 から第十六条までの規定 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加 平成十四年四月一日

則 (平成一三年一二月七日法律第一四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成十四年四月一日から施行する

> この法律は、平成十五年四月一日から施行する。 附 則 (平成一四年六月一二日法律第六三号)

(平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。 (施行期日)

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施

則 (平成一九年六月二七日法律第九六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 ごする。ただし、 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 から施

(平成一九年六月二七日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から施行する。

第八十二条 この附則に規定するもののほか、 (政令への委任) この法律の施行に関し必要な経過措置

(罰則に関す

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四〇号) 抄

る経過措置を含む。) は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。 附 則 (平成二五年一一月二二日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施

(平成二九年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する

則 (平成二九年五月一七日法律第二九号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。 (施行期日

附 則 (令和二年三月三一日法律第一一号) 抄

(施行期日) 一条 この法律は、公布の日から施行する。

第

(令和三年六月一一日法律第六三号)

抄

及び附則第五条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条(施行期日) (施行期日) (施行期日)